

JapanHope 規約

第1条 目 的

本会は、会員相互の協力、協調のもとに、ボランティア支援、情報共有等の活動を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。

第2条 名 称

本会は、JapanHope(ジャパンホープ)と称する。

第3条 事 務 所

本会の事務所は、茨城県古河市本町 1-6-2 に置く。

第4条 会 員

本会の目的に賛同する会員により構成する。

第5条 役員の種類

本会に次の役員を置く。

- ① 会 長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 会 計 1名
- ④ 監 事 1名

第6条 選出の方法

本会役員については、会員の互選により選出する。

第7条 職務分掌本会役員の職務は次のとおりとする。

- ① 会 長 会を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長 会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- ③ 会 計 会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- ④ 監 事 会の会計監査を行う。

第8条 任 期

本会役員の任期は、1年とし再任を妨げない。

第9条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第10条 財 政

本会の活動に要する諸経費は、会費・寄付金等によって賄われるものとする。

第11条 監査と報告

会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、会員に報告する。

第12条 その他

この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会が細則を定めることができる。ただし、会員の承認を得なければならない。

第13条 附則

この規約は平成23年4月1日より実施する。